

# 中札内村水道水質検査計画（令和8年度）

## 1. 基本方針

村民の皆様が安心して飲んでいただける水道水を供給するために適切な水質検査を実施し、安全な水道水を供給することを目的に「水質検査計画」を策定します。

## 2. 事業概要

### (1) 供給区域

中札内地区：中札内市街、興和、共栄、新生、元大正、協和、栄、常盤、南常盤、元札内、上札内、元更別、南札内

中島地区：中戸蔦、西戸蔦、西札内、新札内、新札内南、帯広市岩内地区一部地域

### (2) 水源の名称及び種別

中札内地区：十勝川水系札内川表流水（ダム放流水）

中島地区：地下水浅井戸

### (3) 浄水場の名称及び種別

中札内地区：南札内浄水場、緩速ろ過

なかとかち浄水場（十勝中部広域水道企業団）からの受水、急速ろ過

中島地区：中島浄水場、緩速ろ過

## 3. 原水及び浄水の水質状況と水質状況及び水質管理上の問題点

本村の水道水は、いずれも札内川上流の清流を水源としており、取水の上流地域には工場及び居住地域がないため、有害物質や生活污水による汚濁はみられず良好に維持されています。

南札内浄水場は、表流水を取水し緩速ろ過しており、河川洪水時の濁度に影響されやすく濁度が高くなった時は、全量を十勝中部広域水道企業団から供給を受けることが必要となります。

## 4. 水質検査を行う項目の採水地点及び検査機関委託先

(1) 検査項目の採水地点及び検査機関委託先については、別表1のとおり。

(2) 毎日検査以外の水質検査については、「水道法第20条第3項」の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関へ委託し、水質管理を行っています。

(3) 採水用具・容器・その他採水に必要な物品等は、委託業者が用意し採水運搬は当職員が行い、運搬中は保冷し破損防止の処置を施し、速やかに運搬します。

## 5. 水質検査項目及び検査頻度

### (1) 毎日検査

色、濁り、消毒の残留効果に関する検査は「水道法施行規則第 15 条第 1 項」の規定に基づき、1 日 1 回検査を行っています。

#### 【中札内地区採水地点】

- ・中札内浄化センター給水栓
- ・上札内交流館給水栓

#### 【中島地区採水地点】

- ・中島農業者環境改善センター給水栓
- ・中戸蔦東 6 線 34 号排泥弁

(2) 水質基準項目の検査は別表 2 のとおり。

## 6. 臨時の水質検査

供給する水が次に掲げる理由により水質基準に適合しない恐れがある場合に実施します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化し、異常があったとき。
- (2) 水質監視魚に異常があったとき。
- (3) 浄水過程に異常があったとき。
- (4) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (5) 給水栓の水質に異常があったとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

## 7. 水質検査結果の評価

水質検査の結果、水質基準に適合しない場合においては、直ちに原因究明を行い、水質基準を満たす水質を確保するため必要な対策を講じます。

## 8. 水質検査計画の見直し

水道水の安全性に影響を及ぼすと思われる状況等が新たに発生した場合には、これに適切に対処するために水質検査計画内容を見直します。

## 9. 水質検査の精度と信頼性の保証

水道水の安全性を確保し、村民に信頼される水道水を供給するためには、水質検査の精度と信頼性の保証は極めて重要です。このため、水質検査の委託先と連絡を密にし、水質検査の精度が確保できるよう監視し、適切な水質管理に努めます。また、検査委託事業者に対し、検査の精度及び信頼性確保のため、国が行う精度管理の評価試験結果の提出を求め、信頼性の確保に努めます。

## 10. 関係機関との連携

### (1) 道との連携

水質管理等に関して問題が生じた場合には、所管の保健所等の指導助言を受けるなど適切に対処するための関係を密にしていきます。

### (2) 十勝中部広域水道企業団及び更別村との連携

浄水を受水している十勝中部広域水道企業団及び、南札内浄水場より浄水を供給している更別村との間で、水質管理等に関する情報の共有や非常時の相互協力体制を更に強化していきます。

別表 1

水源名及び種別 【中札内地区】	水質検査採水地点及びその所在地	水質検査実施項目	水質検査機関委託先
十勝川水系 札内川表流水ダム放流水 (原水)	採水点 南札内浄水場着水施設 所在地 中札内村南札内西1線213番地5	原水 40 項目 検査	稲田水質検査センター
		原水 10 項目 検査 嫌気性芽胞菌検査	十勝中部広域水道企業団
		クリプトスポリジウム検査	稲田水質検査センター
		PFOS 及び PFOA 検査	一般財団法人北海道薬剤師会 公衆衛生検査センター
	採水点 南札内浄水場 所在地 中札内村南札内西1線213番地5	浄水 51 項目 検査	稲田水質検査センター
		浄水消毒副生成物検査(12項目) 新規4項目検査、フェノール類検査	稲田水質検査センター
	採水点 上札内交流館給水栓 所在地 中札内村上札内133番地	浄水 11 項目 検査	十勝中部広域水道企業団
		カビ臭物質等2項目検査	稲田水質検査センター
		PFOS 及び PFOA 検査	一般財団法人北海道薬剤師会 公衆衛生検査センター
	採水点 中札内浄化センター 所在地 中札内村西2線210番地13	毎日 検査	委託
水源名及び種別 【中島地区】	水質検査採水地点及びその所在地	水質検査実施項目	水質検査機関委託先
地下水浅井戸 (原水)	採水点 中島浄水場取水井施設 所在地 中札内村西札内42番地9	原水 40 項目 検査	稲田水質検査センター
		原水 10 項目 検査 嫌気性芽胞菌検査	十勝中部広域水道企業団
		クリプトスポリジウム検査	稲田水質検査センター
		PFOS 及び PFOA 検査	一般財団法人北海道薬剤師会 公衆衛生検査センター
	採水点 中島農業センター 所在地 中札内村東戸蔦東5線165	浄水 51 項目 検査	稲田水質検査センター
		浄水消毒副生成物検査(12項目) 新規4項目検査、フェノール類検査	稲田水質検査センター
	採水点 中島農業センター 所在地 中札内村東戸蔦東5線165	浄水 11 項目 検査	十勝中部広域水道企業団
		カビ臭物質等2項目検査	稲田水質検査センター
		PFOS 及び PFOA 検査	一般財団法人北海道薬剤師会 公衆衛生検査センター
	採水点 ピータン農園前 所在地 中札内村甲戸鳥東6線131番地	毎日 検査 (直営)	

別表 2

番号	検査項目	基準値	浄水（中札内地区）				浄水（中島地区）				浄水（中札内地区）	原水（中札内地区）			原水（中島地区）			設定理由
			上札内交流館給水栓				中島農業センター給水栓				南札内浄水場	南札内浄水場着水施設			中島浄水場取水井施設			
			1項目	11項目	17項目	51項目	1項目	11項目	17項目	51項目	51項目	1項目	10項目	40項目	1項目	10項目	40項目	
			1回/12ヶ月	11回/12ヶ月	3ヶ月1回	年1回	1回/12ヶ月	11回/12ヶ月	3ヶ月1回	年1回	年1回	1回/12ヶ月	11回/12ヶ月	年1回	1回/12ヶ月	11回/12ヶ月	年1回	
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること		○		○		○		○		○		○		○	浄水、原水について概ね1ヶ月に1回以上実施	
2	大腸菌	検出されないこと		○		○		○		○		○		○		○	浄水は過去3年以上にわたる検査結果から過去の最高値が基準値の1/10以下であるため省略できる項目により概ね3年に1回の検査、原水は1年に1回実施	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下				○		○		○		○		○		○		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下				○		○		○		○		○		○		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下				○		○		○		○		○		○		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下				○		○		○		○		○		○		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下				○		○		○		○		○		○		
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下				○		○		○		○		○		○		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下		○		○		○		○		○		○		○	概ね1ヶ月に1回以上実施	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下			○	○		○		○		○		○		○	浄水は3ヶ月に1回以上、原水は1年に1回実施	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下		○		○		○		○		○		○		○	概ね1ヶ月に1回以上実施	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下				○		○		○		○		○		○	浄水は過去3年以上にわたる検査結果から過去の最高値が基準値の1/10以下であるため省略できる項目により概ね3年に1回の検査、原水は1年に1回実施	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下			○	○		○		○		○		○		○	浄水は3ヶ月に1回以上、原水は1年に1回実施	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下				○		○		○		○		○		○	浄水は過去3年以上にわたる検査結果から過去の最高値が基準値の1/10以下であるため省略できる項目により概ね3年に1回の検査、原水は1年に1回実施	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下			○	○		○		○		○		○		○	浄水は3ヶ月に1回以上、原水は1年に1回実施	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				○		○		○		○		○		○	浄水は過去3年以上にわたる検査結果から過去の最高値が基準値の1/10以下であるため省略できる項目により概ね3年に1回の検査、原水は1年に1回実施	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下				○		○		○		○		○		○		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下				○		○		○		○		○		○		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下				○		○		○		○		○		○		
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA)	0.00005mg/l以下	○			○							○			○	新規項目のため	
21	ベンゼン	0.01mg/l以下				○		○		○		○		○		○	浄水は過去3年以上にわたる検査結果から過去の最高値が基準値の1/10以下であるため省略できる項目により概ね3年に1回の検査、原水は1年に1回実施	
22	塩素酸	0.6mg/l以下			○	○		○		○		○		○		○	浄水について、3ヶ月に1回以上実施	
23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下			○	○		○		○		○		○		○		
24	クロロホルム	0.06mg/l以下			○	○		○		○		○		○		○		
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下			○	○		○		○		○		○		○		
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下			○	○		○		○		○		○		○		
27	臭素酸	0.01mg/l以下			○	○		○		○		○		○		○		
28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下			○	○		○		○		○		○		○		
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下			○	○		○		○		○		○		○		
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下			○	○		○		○		○		○		○		
31	ブロモホルム	0.09mg/l以下			○	○		○		○		○		○		○		
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下			○	○		○		○		○		○		○		
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下				○		○		○		○		○		○	浄水は過去3年以上にわたる検査結果から過去の最高値が基準値の1/10以下であるため省略できる項目により概ね3年に1回の検査、原水は1年に1回実施	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下			○	○		○		○		○		○		○	浄水は3ヶ月に1回以上、原水は1年に1回実施	
35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下				○		○		○		○		○		○	浄水は過去3年以上にわたる検査結果から過去の最高値が基準値の1/10以下であるため省略できる項目により概ね3年に1回の検査、原水は1年に1回実施	
36	銅及びその化合物	1.0mg/l以下				○		○		○		○		○		○		
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下				○		○		○		○		○		○		
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下				○		○		○		○		○		○		
39	塩化物イオン	200mg/l以下		○		○		○		○		○		○		○	概ね1ヶ月に1回以上実施	
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下				○		○		○		○		○		○	浄水は過去3年以上にわたる検査結果から過去の最高値が基準値の1/10以下であるため省略できる項目により概ね3年に1回の検査、原水は1年に1回実施	
41	蒸発残留物	500mg/l以下				○		○		○		○		○		○	浄水、原水について1年に1回実施	
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下				○		○		○		○		○		○	浄水は過去3年以上にわたる検査結果から過去の最高値が基準値の1/10以下であるため省略できる項目により概ね3年に1回の検査、原水は1年に1回実施	
43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下				○		○		○		○		○		○	浄水、原水について1年に1回実施	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下				○		○		○		○		○		○	浄水、原水について1年に1回実施	
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下			○	○		○		○		○		○		○	浄水は3ヶ月に1回以上、原水は1年に1回実施	
46	フェノール類	0.005mg/l以下			○	○		○		○		○		○		○	浄水は3ヶ月に1回以上、原水は1年に1回実施	
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下		○		○		○		○		○		○		○	浄水、原水について概ね1ヶ月に1回以上実施	
48	pH値	5.8以上8.6以下				○		○		○		○		○		○		
49	味	異常でないこと		○		○		○		○		○		○		○		
50	臭気	異常でないこと				○		○		○		○		○		○		
51	色度	5度以下		○		○		○		○		○		○		○		
52	濁度	2度以下		○		○		○		○		○		○		○		

※トリプトファン検査については、委託検査（3ヶ月に1回実施）、採水地点は（南札内浄水場着水施設、中島浄水場取水井施設）  
 ※令和7年6月30日の「水質基準に関する省令」の改正に伴い、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA) が水質管理目標設定項目から水質基準項目に引き上げられました（令和8年4月1日より施行）。